**様式　8-6 (他の有機JAS認証と同時に申請する者用)**

**「外国格付表示業者**　認証審査申請書**」**

**（**有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品について外国格付の表示を付する取扱業者等について、本書では「外国格付表示業者」とする）

**日本オーガニック＆ナチュラルフーズ協会理事長殿**

下記について、認証の検査・調査を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **申請書記入日** |       |
| **●認証事業者に関する届出** | **申請書記入者** |       |
| **認証を受ける者の名称** |  |
| **所在地** | 〒　           |
| **代表者名** |       | **正会員/準会員の別** |
|  |  | ☐正会員 |
|  |  | ☐準会員　→　 | 正会員名 |       |
| **申請窓口担当者氏名** |       | **窓口担当者電話** |       |
| **窓口担当者FAX** |       | **窓口担当者e-mail** |       |
| **新規／年次調査／変更追加のみの申請** |
| [ ] 新規申請　 |
| [ ] 年次（継続）調査➡申請内容に変更追加がないか再確認して下記の該当する方にチェックを入れてください。検査時に追加変更の申請は受付できません。事前申請が必要です。[ ] 今回の申請で変更・追加がない。[ ] 今回の申請で変更・追加がある。変更追加内容を下記、変更追加の欄に記入して下さい。 ※認証変更追加事項の例：施設や倉庫、機械・器具、担当者、規程、品目、防虫防鼠のための資材(その資材の説明資料含む)、表示など)➡　[ ] リモート調査を希望する。　　　　　※追加圃場、追加施設等は対象外です。　　　　　※JONAによる事業者リスク評価の結果リスクが低いと判断された場合限ります。また3年又は3回連続のリモート調査は不可とします。　　　　　※詳細はJONAHP（<https://www.jona-japan.org/remote_oshirase/> ）を確認するか、事務局にお問合せ下さい。 |
| 　　[ ] 　変更・追加のみ申請　※変更追加の内容を下欄に記載。　　　　➡　[ ] リモート調査を希望する。　　　　　※追加圃場、追加施設等は対象外です。　　　　　※JONAによる事業者リスク評価の結果リスクが低いと判断された場合限ります。また3年又は3回連続のリモート調査は不可とします。　　　　　※詳細はJONAHP（<https://www.jona-japan.org/remote_oshirase/> ）を確認するか、事務局にお問合せ下さい。 |
| **変更・追加の内容**※具体的な内容および既に確認済みの行程と同じ行程であれば確認済み行程の内容も記入して下さい。※変更追加にともなう変更文書（申告書、規程やマニュアル、図面など）を一緒に提出して下さい。修正箇所を文字の色を変える等、**特定**しやすいようにして頂くと審査をスムーズに進めることができますので、ご協力ください。 | **作業開始****予定時期** |
| ① | 　 |
| ② | 　 |
| ③ | 　 |
|  |  |

|  |
| --- |
| **●事務局使用欄** |
| **受付** | 受付日／担当者申請料金確認状況 |
| **受理** | 受理日／担当者 |

　外国格付表示業者の申告書

この申告書の該当する項目に漏れなく記入してください。記入欄が足りない場合は、行を増やしてご対応ください。貴社に該当しない項目は削除せず、そのままにしておいてください。

**1．申請品目**

**(1-1) 認証取得済み又は同時に申請する有機JAS認証の業種**

|  |  |
| --- | --- |
|  | **（該当する箇所に✓を入れてください。複数可）** |
| 生産行程管理者 | [ ] 有機農産物の生産行程管理者[ ] 有機加工食品の生産行程管理者[ ] 有機畜産物の生産行程管理者 |
| 小分け業者 | [ ] 有機農産物の小分け業者[ ] 有機加工食品の小分け業者[ ] 有機畜産物の小分け業者 |
| 輸入業者 | [ ] 有機農産物の輸入業者[ ] 有機加工食品の輸入業者[ ] 有機畜産物の輸入業者 |

**(1-2)外国格付表示対象品目の確認**(外国格付表示をするすべての品目。①～④複数選択可)

①　有機農産物の生産行程管理者の認証審査申請書（様式8-1）の申告書（１－１）において外国格付表示ありとした品目について申請します。　[ ] 　　（品目を確認したら✓を入れてください）

②　有機加工食品の生産行程管理者の認証審査申請書（様式8-2）の申告書（１－１）において外国格付表示ありとした品目について申請します。　[ ] 　　（品目を確認したら✓を入れてください）

③　有機畜産物の生産行程管理者の認証審査申請書（様式8-5）の申告書表紙のJAS格付対象品目において外国格付表示ありとした品目について申請します。[ ] 　　（品目を確認したら✓を入れてください）

④　小分け業者の認証審査申請書（様式8-3）の申告書（１－１）において外国格付表示ありとした品目について申請します。　[ ] 　　（品目を確認したら✓を入れてください）

⑤　他の有機JAS認証事業者が格付表示した以下の製品を受入し、加工・小分けなどせずに外国格付表示のみをします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品目又は商品名 | 農林物資の種類 | 同等性輸出国 | 格付表示（有機JASマーク貼付）はどこに表示されていますか。（複数選択可） | 外国格付表示はどこに表示しますか。（複数選択可） |
|  | アイテムを選択してください。 | アイテムを選択してください。 | [ ] 個別商品[ ] 納品書／送り状[ ] 輸送用の容器（段ボール等）[ ] その他（　　　　　） | [ ] 個別商品[ ] 納品書／送り状[ ] 輸送用の容器（段ボール等）[ ] その他（　　　　　） |
|  | アイテムを選択してください。 | アイテムを選択してください。 | [ ] 個別商品[ ] 納品書／送り状[ ] 輸送用の容器（段ボール等）[ ] その他（　　　　　） | [ ] 個別商品[ ] 納品書／送り状[ ] 輸送用の容器（段ボール等）[ ] その他（　　　　　） |

**２．受入保管・格付表示に関する組織**

**(2-1)** **受入保管組織についての確認**

**＊(1-1)で認証取得済み又は同時に申請する有機JAS認証事業者と同じ組織が申請します。**

　[ ] 　　（確認したら✓を入れてください）

**(2-2)受入保管・外国格付表示に関する管理担当者一覧**

認証の技術的基準に定める担当者・責任者について以下の表に記載して下さい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 担当区分（受入保管責任者/受入保管担当者／外国格付表示担当者） 注１ | 所属部署　注１ | 食品の流通実務の経験年数　注２ | JONA又はＪＡＳ協会の講習会受講日　注３ |
|       | アイテムを選択してください。 | [ ] 営業部門[ ] その他部門（     　　） |      年 |       |
|       | アイテムを選択してください。 | [ ] 営業部門[ ] その他部門（     　　） |      年 |       |
|       | アイテムを選択してください。 | [ ] 営業部門[ ] その他部門（     　　） |      年 |       |
|       | アイテムを選択してください。 | [ ] 営業部門[ ] その他部門（     　　） |      年 |       |

注1）外国格付表示担当者は、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。やむを得ず営業部門（営業を行う者）が格付表示担当者になる場合は、外国格付表示製品に関する営業は行わない旨の宣誓（自由書式）を提出して下さい。

注2）農産物又は加工食品又は畜産物の生産行程管理者における実務経験を、食品の流通実務経験としてカウントすることが可能です。（例：食品製造実務経験5年＝食品の流通実務経験5年）

注3）2022年8月までにJONA主催の有機JAS講習会を修了した方は、外国格付表示業者の補足研修を修了するか、2022年9月以降のJONA主催の有機JAS講習会を修了する必要があります。補足研修を修了日を記入して下さい。

＊受入保管責任者―認証の技術的基準で定める経験年数を有し、講習会を受講した方1名。

＊受入保管担当者―認証の技術的基準で定める経験年数を有した方。選任しなくても、複数名でも可。

＊外国格付表示担当者―営業部門から実質的に独立した権限を有し、講習会を受講した方、複数名可。

**(2-3) 輸出品の受入れ、保管及び包装に関する計画の立案及び推進 （内部規程の策定と推進）**

内部規程の策定と推進およびその他認証の技術的基準二への対応について、該当するものにチェックを入れてください。

1. [ ] 　　内部規程およびその他認証の技術的基準二への対応については、(1-1)で申告した有機認証事業

者の内部規程および認証の技術的基準二への対応を運用する。

➡外国格付表示業者用の内部規程は作成せずに、(1-1)で申告した有機認証事業者の内部規程でカバーする。ただし必要に応じて規程の見直しが求められます。

1. [ ] 　　外国格付表示業務について、内部規程や異常事態への対応、規程の見直し、教育訓練につい

て別紙文書化している。

【内部規程の最終更新日：　　　　　　】

**3．受入保管施設及び外国格付表示をおこなう施設について**

（3-1）

 (1-1)で申告した有機認証事業者の施設のうち、外国格付表示に関わる施設として使用する施設をすべて記載して下さい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設の名称 | 作業内容 | 所在地 | 自社／委託の別 |
|       |       |       | [ ] 自社　[ ] 委託 |
|       |       |       | [ ] 自社　[ ] 委託 |

**（3-2）**外国格付表示のみで使用する施設（他の有機JAS認証では使用しない施設）

[ ] 　外国格付表示のみで使用する施設は無い

[ ] 　外国格付表示のみで使用する施設がある→下記に記載して下さい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設の名称 | 作業内容 | 所在地 | 自社／委託の別 |
|       |       |       | [ ] 自社　[ ] 委託 |
|       |       |       | [ ] 自社　[ ] 委託 |

 **※3-2に該当する施設がある場合、小分け業者の申請書様式8-3の6.(6-1)～(6-5)を別に作成し提出して下さい。**

**(3－3)　包装工程について**

　 [ ] 　外国格付表示業者として、包装は実施しない。

[ ] 　外国格付表示業者として、包装は実施し、包装で使用する機械・器具一覧と清掃方法は以下のとおり。

※（１－１）で申告した有機JAS認証業者の認証範囲で最終包装まで実施する場合は、上記は包装しないを選択して下さい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機械・器具の名称 | 有機専用／慣行との共用の別 | 使用目的 | 洗浄・清掃方法（複数選択可） |
|       | [ ] 有機　[ ] 共用 |       | [ ] 水洗浄　　[ ] 洗剤洗浄　（手作業）[ ] エアダスター　　[ ] 吸引　　[ ] ホウキ・ブラシ[ ] 共洗い（押出し）**【**   　　　　**㎏】**[ ] ふき掃除　→エタノール使用有[ ] [ ] その他（     　） |

**4．格付表示の実施**

**(4-1)格付表示規程について以下該当するいずれか一つに✓を入れてください。**

1. [ ] **格付表示規程で要求される技術的基準四-2-(1)ア～オの事項について、(1-1)で申告した有機認証**

**事業者の格付規程又は格付表示規程に併記する。**

**➡規程の見直しを実施し、外国格付表示業者の要求事項についてがわかるように記載をしてください。**

1. [ ] **外国格付表示業者用の格付表示規程を別紙定めている。**

**【格付表示規程最終更新日：　　　　　　　　　】**

**本申請書の末に添付している、格付表示チェックシートを参照・活用しても構いません。**

●通信事項

**■新規申請者は別紙様式10-4 宣誓事項及び必須添付書類リストも提出して下さい。**

**外国格付表示に取り組んだきっかけ・理由をご記入ください。**

|  |
| --- |
|       |

**過去3年間に他の認証機関に有機認証の申請をした場合、認証機関名、申請時期、審査の結果をご記入ください。**

|  |
| --- |
|       |

**上記の審査結果が、不適合/否決の場合、認証機関から発行された不適合/否決についての通知文書を添付してください。更に、不適合事項への申請者の改善内容を説明し、その根拠書類を添付してください。**

|  |
| --- |
|       |

**日本オーガニック＆ナチュラルフーズ協会　理事長宛**

**以上の申告内容に虚偽はありません。**

|  |  |
| --- | --- |
| 受入保管責任者　氏名: |       |
| 外国格付の表示担当者　氏名: |       |
| 記入者　氏名: |       |

**（格付表示規程チェックシート）**

**※本チェックシートのチェック欄と空欄に必要事項を記入し格付表示規程として提出しても構いません**

**※✓を入れた項目の文言については修正をしないでください。必要の無い項目の削除は可。**

|  |
| --- |
| **外国格付表示業者の格付表示規程** |
| **最終更新日** | **年　　　月　　　日** |
| **※改訂した規程については、認証機関の承認後に速やかに外国格付表示業務に携わるものに共有する。****※該当する項目に✓をいれる。** |
| 1. 外国格付の表示に関する事項
 | 　 [ ] 　外国格付表示を行う製品の有機JAS格付表示を確認の上、外国格付表示をおこなう。（ただし、能率的に外国格付表示を行う必要がある場合は、有機JAS格付表示を行う前に外国格付表示を行うことがある）　[ ] 　外国格付表示を付した製品については、(1-1)で申告した有機JAS認証の格付規程又は格付表示規程に定める有機JAS格付品又は格付表示品と同様の保管および数量管理、記録管理する。　[ ] 　外国格付表示を付した包材やシール等は、(1-1)で申告した有機JAS認証の格付規程又は格付表示規程に定める有機JASマークを付した包材やシールと同様の保管および数量管理、記録管理する。　[ ] 　外国格付表示を付した製品の表示は、輸出国の表示基準に定める内容とし、事前にJONAの表示審査を受ける。　[ ] 　その他（　　　　　） |
| 1. 外国格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 | 　 [ ] 　外国格付表示後に何らかの理由で有機不適合となった場合、(1-1)で申告した有機JAS認証の格付規程又は格付表示規程に定める格付表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項と同様の処置および、記録管理をする。　 [ ] 　 (1-1)で申告した生産行程管理者として格付表示する有機JASマークと外国格付表示を同時に行う場合、生産行程の検査の結果、有機JASマークを無効と判断した場合は、外国格付表示も無効と判断し、不適合品として扱い、不適合品の処置及び記録方法は、生産行程管理者の格付規程の格付不適合品に関する事項に準ずる。　　　（例：有機JASマークと外国格付表示を併記した包材等に充填し、充填完了後に生産行程の検査を実施するパターン）　 [ ] 　(1-1)で申告した生産行程管理者としての格付表示は、個別商品には行わず有機JASマーク表示は（[ ] 納品書/送り状、[ ] 輸送用容器、[ ] その他（　　　））におこなう。外国格付表示は個別商品におこなう。なお生産行程の検査の結果、格付け不可と判断した場合は、外国格付表示は無効と判断し、不適合品として扱い、不適合品の処置及び記録方法は、生産行程管理者の格付規程の格付不適合品に関する事項に準ずる。（例：外国格付表示のみを表示した包材等に充填し、充填完了後に生産行程の検査を実施し、納品書等に有機JASマークを表示するパターン）[ ] 　 (1-1)で申告した小分け業者として格付表示する有機JASマークと外国格付表示を同時に行う場合、小分け完了後、有機JASマークを無効と判断した場合は、外国格付表示も無効と判断し、不適合品として扱い、不適合品の処置及び記録方法は、小分け業者の格付表示規程の格付表示不適合品に関する事項に準ずる。　　（例：有機JASマークと外国格付表示を併記した包材等に小分けするパターン）　 [ ] 　(1-1)で申告した小分け業者としての格付表示は、個別商品には行わず有機JASマーク表示は（[ ] 納品書/送り状、[ ] 輸送用容器、[ ] その他（　　　））におこなう。外国格付表示は個別商品におこなう。なお小分け作業後に、格付表示不可と判断した場合は、外国格付表示は無効と判断し、不適合品として扱い、不適合品の処置及び記録方法は、小分け業者の格付表示規程の格付表示不適合品に関する事項に準ずる。　　（例：外国格付表示のみを表示した包材等に小分けし、小分け後に納品書等に有機JASマークを表示するパターン） [ ] 　有機食品等の格付の表示の確認は、小分け前に確認した小分け原料の格付表示の確認で行い、外国格付表示がされた包材に小分けする。なお小分け作業後に、小分け不適合品と判断した場合は、外国格付表示は無効と判断し、不適合品として扱い、不適合品の処置及び記録方法は、小分け業者の格付表示規程の格付表示不適合品に関する事項に準ずる。　　（例：小分け業者としては、JAS格付表示は一切行わず、外国格付表示のみを表示するパターン）　 [ ] 　その他（　　　　　） |
| 1. 出荷後に有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが 明らかとなった荷口への対応に関する事項
 | 　 [ ] 　(1-1)で申告した有機JAS認証の格付規程又は格付表示規程に定める出荷後に有機不適合であることが 明らかとなった荷口への対応に関する事項に準じて対応し記録を保持する。　 [ ] 　その他（　　　　　） |
| 1. 外国格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項
 | 　 [ ] 　外国格付表示に係る記録は以下のとおり、記録の保管期限を定める。

|  |  |
| --- | --- |
| 記録名 | 保存期間（起点と年数） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

　 [ ] 　外国格付表示に係る記録と保管期限については別紙に定める。[ ] 　その他（　　　　　） |
| 1. 外国格付の表示の実施状況についての登録認証機関による確認等の業務の適切な実施に 関し必要な事項
 | [ ] 　(1-1)で申告した有機JAS認証の格付規程又は格付表示規程に定める格付の表示の実施状況についての登録認証機関による確認等の業務の適切な実施に 関し必要な事項に準じて認証機関の調査に協力し、必要な事項を報告する。[ ] 　その他（　　　　　） |